

## 補助金等交付財産の財産処分承認基準 Q & A

Q 1

財務局で基準を定めた趣旨は？

A 1

当基準は、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、東京都補助金等交付規則第 24 条に定める「あらかじめ知事の承認」が受けられる場合の目安を各所管局に示すためのものである。

### 【関連条文】

#### 東京都補助金等交付規則 (財産処分の制限)

第 24 条 補助事業者等が補助事業等により取得し、または効用を増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、**あらかじめ知事の承認を受けさせなければならない**。ただし、補助金等の交付の目的、交付額または当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- ① 不動産
- ② 船舶
- ③ 前 2 号に掲げるものの従物
- ④ 立木
- ⑤ 工作物、機械及び器具で、知事が指定するもの
- ⑥ 前各号のほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

#### 東京都補助金等交付規則の施行について

昭和 37 年 12 月 11 日 副知事依命通達

#### 3 補助条件

##### (13) 財産処分の制限

財産処分の制限は、補助事業等の完了後における補助金等の交付目的の達成のために課するものであるため、その解除は、処分の制限の規定の趣旨からして慎重に行うべきこと。

Q 2

基準の法的な位置付けは？

A 2

東京都補助金等交付規則第 24 条の考え方について、財務局の基準として決定するものである。したがって、各局において更に厳しい基準を要綱によって定めることは可能である。

Q 3

この基準を満たしていれば、補助金の返還を要しない財産処分は必ず認められるのか？

A 3

認められないこともある。

区市町村以外の団体による転用で、当該地域において該当事業の施設が不足している場合や、施設の遊休化を防止できたにも関わらずあえてしなかった場合など、案件によって様々な状況が想定される。前述のとおり、当基準の趣旨は、既に目的を達成して遊休化している既存ストックを有効活用するために、判断の目安を示すものである。

#### Q 4

都の基準と国の基準が異なる場合はどうなるのか？

#### A 4

令和2年4月1日基準改正により、国庫補助事業や継ぎ足し補助事業等については、各省庁の承認基準等に準じることとする。準じることとするとは、「準じることができる」ではなく、「準じなければならない」とする。

なお、当該 Q&A は、国に準じない場合の都単独補助事業の取り扱いに関する詳細を規定したものである。そのため、国に準じる場合は、国に準じた取り扱いをすることとする。

#### Q 5

この基準は補助事業者に周知してもよいのか？

#### A 5

補助事業者に周知してもよい。

ただし、当基準は、一義的には各所管局において補助事業者から財産処分に関する申請を受けた際、あるいはその前段階として補助事業者と相談を受けた際などの判断の目安を示すものである。

周知の際は、「財産処分が承認されるかどうかは、当基準によって画一的に決まるわけではないこと」などについて誤解の無いよう、周知していただきたい。

なお、基準については財務局ホームページに掲載している。

#### 【掲載場所】

財務局ホームページ→財政情報→財政→補助金一覧

※平成29年度以降、各年度に対応した基準を掲載

#### Q 6

「知事が定める期間」や「補助金を返還させる場合の計算式」について、既に要綱で特定の国要綱に準じる旨を定めている。この基準により、要綱を改正しなければならないのか？

#### A 6

基準は原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を準用することを示す。

現在の事業ごとの要綱は、補助金の性質上、国基準を準用することが適当であることが、要綱制定時に財務局協議を経て決定されているものである。よって、財務局において基準を決定したことに起因して、事業ごとの要綱を逐一変更する必要は無い。

#### Q 7

第3の1(1)アなどにいう「10年」の起算日はいつなのか？

#### A 7

補助事業が完了した日である。

例えば、平成元年の補助事業で整備した建物が平成元年10月1日に竣工（補助事業完了）した場合、平成11年9月30日で10年経過となる。

工事が完全に終了する前に、建物の一部が供用開始されていた場合など、特殊な場合については、処分申請時に個別に判断する。

なお、各所管の要綱で都の基準より遅い起算日を定めることは可能である。

Q 8

第3の1(1)イなどという「都の施策に合致」(原則として都の所管する条例等に規定する事業、又は都所管の補助金等の対象となる事業)とは具体的には何を指すのか?

A 8

都の条例・規則に基づいて行われる事業、都において補助要綱が定められている事業のほか、各局の計画にて実施が決定されている事業を想定している。

この項目は安易な処分を防止する趣旨で設けている。

Q 9

例えば、環境局からの補助を受けて建設した建物を10年後に福祉施設に転用した。更に10年経過した後、生涯学習施設に転用したい。この場合の協議はどこが受け付けることになるのか?

A 9

当初の所管局が、最初の財産処分を行う際に再処分制限を課すのであるから、再処分協議も当初の所管局に行うのが原則であるが、再処分が適切であるか否かの判断に当たって、当該事業の関係局が存在する場合は、関係局に相談の上、判断することが望ましい。

Q 10

補助金相当額を都に納付する場合に、経過年数、貸付年数などに、例えば「15年と10か月」のような1年に満たない端数があるときは、どう算出するのか?

A 10

当該基準における年数の計算は、月単位で行うこととしている。

したがって、質問のケースでいえば、「190か月」で計算を行うものである。

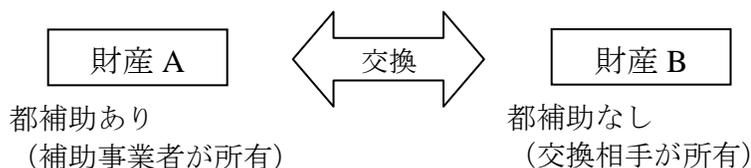
なお、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月として計算する。これは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令と同じ考え方によるものである。

Q 11

交換差益とは、どのようなものをいうのか?

A 11

以下の場合において、財産Aの額>財産Bの額の時、補助事業者は、補助財産を処分したことにより、財産Bに加え、財産Aとの差額分の金銭を得る。当該差額分の金銭を交換差益といい、補助事業者の収益とみなすことができるため、交換差益に補助率を乗じた部分については、都に納付することとするものである。



**Q12**

第3の2及び第4の2「すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している場合は、この限りではない」とあるが、この趣旨は何か？

A12

例えば、補助金等により取得した土地を補助事業者が有償貸付を行うため、すでに一度、第4の2(2)により補助金相当額の一部を納付している場合において、当該貸付期間経過後に、再び補助事業者が当該土地を目的外使用することとし、第4の2(1)により補助金額の全額を納付することになると、補助事業者が都に納付する金額の合計が補助金額を上回ってしまう。

このため、すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している場合は、納付額の算出について計算式によらずに算出するとしたものである。

**Q13**

第3の2及び第4の2にいう「すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している」場合には、どのように納付額の算出を行うのか？

A13

A12の内容を踏まえ、すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している場合には、都への納付額の合計が補助額を上回らないように配慮することを想定している。

**Q14**

第4の1(1)イ及び(2)イの「知事が適当であると認めるもの」とは、具体的にはどういうことか？

A14

公用、公共用又は公益目的であっても、行政需要に対応していない転用や不当な利益を得るような転用がなされないよう確認する趣旨で設けられたものである。

**Q15**

第4の2(2)「譲渡額又は貸付額が、評価額に比して著しく低価である場合に、その理由を合理的に説明することができないときは、評価額を用いて算出」とあるが、この趣旨は何か？

A15

補助金等の交付を受けて取得した土地を評価額に比して著しく安価な価格で譲渡又は貸付を行う場合、補助金等の交付額に比して著しく安価な納付金を納めるだけでその土地が譲渡相手又は貸付相手に渡ることとなる。このような場合に、譲渡額又は貸付額を基に納付額の算出をするのではなく、評価額を用いて算出することで、不当に安い価格での財産処分を抑制する趣旨である。

**Q16**

第4の2(2)「合理的に説明」とあるが、具体的にはどういうことか？

A16

例えば、譲渡又は貸付の相手方が地方公共団体の場合には、譲渡額又は貸付額を減額する規程を設けているなどの理由から、譲渡額又は貸付額が評価額に比して著しく低価となることがある。このような場合は、合理的な理由があると認め、譲渡額・貸付額による納付額の算出を認めるというものである。

Q17

土地に補助を受けた場合で、補助事業完了後、10年未満に無償譲渡をしようとしている。この場合の納付額の算定方法は？

A17

第4の2(2)※の規定は、あくまでも有償譲渡又は有償貸付の場合に適用される。  
したがって、当該事案の場合においては、原則どおり「納付額＝処分財産の補助金額」となる。

Q18

第2の1(1)に「地方公共団体」とあるが、区市町村などの地方公共団体を經由して民間事業者に補助するパターンの間接補助の場合は「地方公共団体」に該当するのか？

A18

第2の1(1)は、「補助目的の事業実施主体が地方公共団体である場合」について規定したものである。

したがって、間接補助事業者が民間事業者の場合は該当しない。

Q19

第2の1の包括承認事項に該当する場合において、「知事への報告があったものについては、知事の承認があったものとして取り扱うものとする」とあるが、事前の申請・承認が必要なケースと事務手続きにどのような差異があるのか？

A19

補助金所管局においては、補助事業者から財産処分の報告書を受理したことをもって知事の承認があったと取り扱うこととして差し支えない。

したがって、「東京都補助金等交付規則の施行について」（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）4(2)(チ)に基づく財務局への協議は不要となる。

Q20

第2の1の包括承認事項に該当する場合において、補助事業者から財産処分の報告を受けるタイミングは財産処分後であっても差し支えないか？

A20

知事への報告があった時点で承認があったとみなすものであるため、あくまでも財産処分が行われる前に報告を受ける必要がある。

Q21

第1の2において、「標準的な承認手続きなどの事務処理についてはこの基準のとおりとし、これによりがたい場合は別途、基準等を定めること。」と規定されているが、具体的にはどのようなことか。また、別途要綱を定めた場合、財務局主計部財政課への協議は必要か。

A21

2つを想定している。

一つ目として、法定耐用年数に依ることが困難な場合であり、要綱等において補助金等の交付目的などを勘案して定める期間とすることができる。これは、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく同法施行令第13条第4号により各省各庁の長が定める機械及び重要な器具の範囲について」（昭和46年5月12日蔵計1618号）において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める耐用年数を基礎とすることを原則とし、これに補助金等の交付の目的を勘案し

て定める期間とする。」とされていることを根拠としている。

二つ目として、都単独補助の基準で取り扱いながらも国基準に準じた納付額算定が好ましい場合である。これは、リース契約など、都単独補助の対応では困難である事例の相談が多く寄せられてくる現状を踏まえた対応である。

なお、財務局主計部財政課への協議は不要である。

#### Q22

第2の2（1）において、「国庫補助事業等」とはなにか？

A22

上乘せ事業や継ぎ足し事業等を想定している。

#### Q23

第2の2（1）において、50万円未満のものについては知事の承認が不要と規定されているが、国基準に上記の旨の規定がないものがある。その事業については、全て知事の承認（財務局協議）が必要か？

A23

補助金適正化中央連絡協議会において、財産処分制限の対象は、「取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の機械及び器具で補助目的上特に必要ないと認められるものを除く機械及び器具」と取り決めている。そのことを鑑み、50万円未満の財産に関する承認は不要等の記載がない場合でも、都規則第2の2（1）と同じく取り扱うこととする。

#### Q24

第6の1において、「令和2年4月1日から適用」と規定されているが、具体的にどのように取り扱うのか？

A24

令和2年4月1日以降に財産処分をする案件については、新基準を適用することとなる。「財産処分をする」とは、補助金により購入した器具の「廃棄日」や、建物の「取り壊し開始日」などである。